

千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託
に関する簡易公募型プロポーザル応募説明書

令和7年4月

千葉市こども未来局こども未来部東部児童相談所

【簡易公募型プロポーザル方式公告用書類目次】

一次審査

第1 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	1
第2 事務局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧	6
第3 参加表明書作成要領	7
第4 参加表明書書式	8
(様式1) プロポーザル参加表明書	
(様式2) 事務所の業務実績	
(様式3) 主任技術者の業務実績	
(様式4) 建築意匠担当技術者の業務実績	
(様式5) 担当技術者の資格	
第5 質問書書式(一次・二次共通)	13

二次審査

第1 技術提案書作成要領	14
第2 計画概要	16
第3 技術提案書ページ割(台割)	18
第4 技術提案書課題	19
第5 技術提案書書式	20
(様式6) 技術提案作成用紙	
(様式7) 設計工程計画	

一次審査

第1 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

令和7年4月4日

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記のとおり参加表明書の提出を招請します。

千葉市長 神 谷 俊 一

記

1 業務概要

- (1) 業務名 千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託
(2) 業務内容 用途：児童相談所（一時保護所併設）、発達に係る相談支援機関（養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援センター）、
（仮称）子育てひろば、地域交流スペース
工事種別：新築
延床面積：約 7,550 m²
(3) 履行期間 570 日間
(4) 発注者 千葉市

2 業務の詳細 計画概要（P16 二次審査 第2）参照

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるコンサルタントは、単独企業、共同企業体、共同事業体（以下、「共同企業体等」という。）とし、それぞれ次の各号に掲げる要件すべてを満たしている必要があります。なお、共同企業体等のいずれにおいても、協力会社を使用することは可能です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の参加申請書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（令和2年12月25日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和2年12月25日施行）に基づく指名停止措置等を技術提案書の提出日から契約の締結日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (2) 令和6・7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタントに登録されている者であること。なお、未登録の場合は、参加表明書の提出時に、令和6・7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿への登録申請の完了を証する書類を提出すること。
- (3) 平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、児童を一時保護する施設を併設した児童福祉法に規定する児童相談所（他施設との複合施設を含む。）の基本設計※1（新築又は建替に限る。）の元請実績（共同企業体等での実績の場合は代表者に限る。）を有すること。
 （※1：基本設計と他の設計業務等（基本計画含む。）を一体で履行した実績を含む。）
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 共同企業体等にあたっては、次の要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が第1号及び第2号の要件を満たしていること。
- イ 共同企業体等に関する協定書を締結していること。
- ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- (6) 千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託に関する建設コンサルタント選定委員会の議により定める基準に反していないこと。

4 技術提案書提出者の選定基準（一次審査）・技術提案書の特定基準（二次審査）

(1) 技術提案書提出者の選定基準（一次審査）

※詳細は別紙「簡易公募型プロポーザル（一次審査）選定基準」による

評価項目		配点	
1	事務所の実力等 (業務経歴等) (40点)	有資格者数	10
		市内業者の参加	5
		事務所の業務実績	25
2	担当チームの能力 (技術職員の経験と能力) (60点)	主任技術者の業務実績	20
		建築意匠担当技術者の業務実績	20
		建築構造担当技術者の資格	10
		電気設備担当技術者の資格	5
		機械設備担当技術者の資格	5
合計		100	

(2) 技術提案書の特定基準（二次審査）

※詳細は別紙「簡易公募型プロポーザル（二次審査）特定基準」による

評価項目				配点
1 担当チームの対応	課題 (80点)	課題 1	こどもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる、地域に開かれた心地良い空間の提案	30
		課題 2	こどもの権利擁護及び安全安心に配慮した一時保護施設の提案	30
		課題 3	ライフサイクルコストの低減及び建物の長期利用に配慮した計画の提案	10
		課題 4	工程管理に対する具体的な取組方針の提案	10
2 担当チームの能力	技術職員の経験と能力 (20点)	・主任技術者の業務実績 ・建築意匠担当技術者の業務実績 ・各担当技術者の資格		20
合計				100

5 手続等

(1) 本プロポーザルに係る書類の提出等のスケジュールは下表のとおりです。

No.	書類等	期限・期間 (いずれも令和7年)		提出・ダウンロード(DL)・ 通知等
		自	至	
1	プロポーザル手続き開始の公告及び公告に伴う書式のダウンロード	4月4日(金)	—	千葉市こども未来局こども未来部東部児童相談所ホームページ(HP)から(DL)
2	一次審査に係る質問の受付	4月4日(金)	4月9日(水) 17:00まで	東部児童相談所宛てメール
3	一次審査の質問に係る回答の公開	4月14日(月) (予定)	—	東部児童相談所 HPにて公開
4	一次審査に係る参加表明の受付	—	4月15日(火) 17:00まで	東部児童相談所宛てメール
5	技術提案提出要請（選定通知）	4月30日(水) (予定)	—	選定者宛てに通知
6	非選定通知	4月30日(水) (予定)	—	非選定者宛てに通知
7	一次審査結果の公表	4月30日(水) (予定)	次年度末	東部児童相談所 HPにて公開
8	二次審査にかかる質問の受付	4月30日(水)	5月7日(水) 17:00まで	東部児童相談所宛てメール
9	二次審査の質問に係る回答の公開	5月14日(水) (予定)	5月28日(水)	東部児童相談所 HPにて公開
10	二次審査技術提案の提出	—	5月30日(金) 17:00まで	東部児童相談所宛てメール
11	ヒアリング	6月中旬頃(予定)		※日時は別途通知
12	特定者への通知	No.11ヒアリング 実施後 速やかに	—	特定者宛てに通知
13	非特定通知		—	非特定者宛てに通知
14	二次審査結果の公表		次年度末	東部児童相談所 HPにて公開
15	特定された技術提案の公表	—	一か月	東部児童相談所 HPにて公開

(2) 担当部局提出・照会先等

P 6 「第2 事務局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧」を参照してください。

(3) 質問書についての補足

ア 参加表明書の提出の無い場合質問することはできません。

イ 口頭による質問はできません。

ウ 質問は、文書（様式指定）をメールに添付して送信してください。なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記してください。

(4) 参加表明書及び技術提案書作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

別紙、参加表明書作成要領及び技術提案書作成要領のとおりです。

(1) に記載の期間内に指定様式にて、(2) まで電子メールにより提出すること。

問い合わせ先は上記4 (2) と同じです。

6 契約条件等

(1) 本業務は基本設計業務及び実施設計業務を同契約で行うものです。

(2) 支払条件 前払30%以内及び完了払いとします。

(3) 契約保証金 要します。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とします。

(4) 委託限度額 185,361,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約の締結方法

ア 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より見積書を徴取り、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとします。

イ 上記アの交渉が不成立の場合には、市は順次次点以下の企業と交渉を行い、契約を締結するものとします。

7 選定委員会

技術提案の特定にかかる審査は、千葉市職員からなる下記の選定委員会で行います。

委員会名 千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託に関する建設コンサルタント選定委員会

審査委員長 こども未来部長

審査委員 資産経営課長、高齢福祉課長、障害者自立支援課長、こども発達相談室長、
東部児童相談所長、幼保支援課長、養護教育センター所長、營繕課長、
建築設備課長

8 その他

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件に該当すると判断された場合には失格となります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 参加表明書もしくは技術提案書に虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合
- キ 追加として提出されたもの及び修正として提出されたもの
- ク 提案が他の提出者と複数項目にわたり酷似しているもの
- ケ 提出者が委員会の委員に不当な働きかけを行った場合

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができないことがあります。

(3) 非選定及び非特定理由の説明

技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、技術提案を特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 公表

特定された技術提案書は、千葉市のホームページ上で公開します。

(5) その他

- ア 参加表明書、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用の支払いはありません。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案の提出者の選定及び技術提案の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ウ 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出はできません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更できません。
- エ 他のコンサルタント等の協力を得て実施する場合は、提出書類に協力者名、協力する部分及び協力体制を具体的に明記してください。
- オ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできません。
- カ 技術提案のファイル名により提出者名が識別できることとし、一方、内容には提出者が識別できるものは表現しないでください。

第2 事務局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧

1 事務局

(1) 事業担当課

こども未来局こども未来部東部児童相談所

〒261-0003

千葉県千葉市美浜区高浜3丁目2番3号

千葉市こども未来局こども未来部東部児童相談所管理班

T E L : 043 - 277 - 8820

F A X : 043 - 278 - 4371

メール : jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp

(2) 委託担当課（建築）

都市局建築部営繕課

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市都市局建築部営繕課施設第一班

T E L : 043 - 245 - 5814

F A X : 043 - 245 - 5832

メール : eizen.URC@city.chiba.lg.jp

2 資料等入手（ダウンロード）先

(1) 東部児童相談所ホームページ

ホームページ URL : <https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/jidosodan/index.html>

※HP内の入札欄にある「募集案件」からお調べください。

3 提出先

千葉市こども未来局こども未来部東部児童相談所 メール : jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp

4 電子データの取扱い等について

(1) 原則として、すべての公告書式・提案等は電子データにてやり取りします。

(2) 市の受信の都合上ファイルは10MBを限度として作成し、これを超えるときは分割して送信してください。

(3) 市からの発信はメールによる送信及びホームページからのダウンロードを併用します。

(4) 送信されたデータは事務局でプリントし、審査等に使用します。

(5) 締切を判断する受信時刻は受信サーバーの時刻設定によります。

(6) メール送信後は電話にてその着信を確認願います。（TEL : 043-277-8820）

(7) データはpdf化して提出してください。

(8) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しません。

(9) 技術提案のデータ名には、提出者を識別できるファイル名とし、データそのものは、識別できる内容は含まないこととしてください。

第3 参加表明書作成要領

1 参加表明書に添付する技術資料の内容

- (1) 参加表明書は、別添の書式に基づき作成します。
- (2) 提出するデータの大きさはA4判タテとします。
- (3) 別添の様式に記載する事務所の業務実績は、平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している児童相談所等の建築コンサルタント業務（新築工事または増改築工事に係る設計業務に限る。）とし、元請けとして履行した実績（共同企業体等での実績の場合は代表者に限る。）とします。なお、同種業務及び類似業務については、以下の業務とします。

ア 同種業務

「児童相談所（一時保護施設併設）もしくは一時保護施設のみ」の基本設計を含む業務

イ 類似業務

「児童福祉法で定める児童福祉施設もしくは一時保護施設を併設してない児童相談所」の基本設計を含む業務

ウ ア・イの設計業務には、基本計画および監理業務は含まないものとします。

エ 同種・類似業務実績の発注者は公共・民間どちらでも構いません。

- (4) 「事務所の業務実績（様式2）」に記載する業務実績の件数は5件まで記載できます。

- (5) 「主任技術者の業務実績（様式3）」及び「建築意匠担当技術者の業務実績（様式4）」に記載する同種・類似業務実績の件数は5件まで記載できます。

第4 参加表明書書式

(様式1) 簡易公募型プロポーザル(一次審査) 参加表明書

業務名 千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託

標記のプロポーザルに参加します。

令和 年 月 日

千葉市長 神谷 俊一 様

提出者 住 所

会社名

代表者

T E L

メール

事務所及び協力事務所の体制

分 野	資 格	人 数
建 築 (意匠)	一級建築士	0 (0)
建 築 (構造)	構造設計一級建築士	0 (0)
電気設備	建築設備士・設備設計一級建築士 技術士(建設部門もしくは電気電子部門)	0 (0)
機械設備	建築設備士・設備設計一級建築士 技術士(機械部門もしくは衛生工学部門)	0 (0)
有資格者数 合計		0 (0)

注意1 複数資格保有の場合も1名として計上してください。

- 2 同一人物による分野の重複はできません。
- 3 協力事務所の職員は()内に記載します。
- 4 記載した内容を証明する資料(資格証の写し、組織図等)を添付してください。

※参加表明書は様式1～様式5で構成されます。

※JV等で参加の場合は、提出者の住所・会社名・代表者等の記載欄を加工し、代表構成員及び構成員が分かるように記載してください。

(様式2) 事務所の業務実績（過去10年間の業務実績）

No	業務名	発注者	施設概要		設計業務 履行期間
			用途	構造・面積	
1				m ²	年月 ～年月
2				m ²	年月 ～年月
3				m ²	年月 ～年月
4				m ²	年月 ～年月
5				m ²	年月 ～年月

注意1 過去10年間の業務とは、平成27年度以降に、児童相談所等の建築コンサルタント業務(新築工事または増改築工事に係る設計業務に限る)を、元請けとして履行した実績※1(共同企業体等での実績の場合は代表者に限る)とします。
 (※1: 参加表明書提出までに完了している実績とする。)

2 業務実績とは、下記に示す同種業務及び類似業務の基本設計を含む業務とし、基本計画及び監理業務は含まないものとします。また、発注者は公共・民間どちらでも構いません。

ア 同種業務
 児童相談所（一時保護施設併設）、一時保護施設のみ

イ 類似業務
 児童福祉法で定める児童福祉施設、一時保護施設を併設していない児童相談所

3 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記載してください。（例：R C・5/1）

4 実績に記載した内容を証明する資料（履行完了が確認できる資料（認定通知書等）、契約書の写し、P U B D I Sの業務カルテ、用途・構造・面積が確認できる資料等）を添付してください。

5 業務実績は5件までとします。

(様式3) 主任技術者の業務実績

1 氏名				
2 所属事務所・役職				
3 保有資格等	実務経験年数 () 年 ・一級建築士(登録番号:)			
4 主任技術者の業務実績(過去10年間の業務実績)				
No.	業務名	施設概要		設計業務 履行期間
		用途	構造・面積	
1			m ²	年月 ～年月
2			m ²	年月 ～年月
3			m ²	年月 ～年月
4			m ²	年月 ～年月
5			m ²	年月 ～年月
<p>注意1 過去10年間の業務とは、平成27年度以降に、児童相談所等の建築コンサルタント業務(新築工事または増改築工事に係る設計業務に限る)を、元請けとして履行した実績^{※1}(共同企業体等での実績の場合は代表者に限る)とします。</p> <p>(※1: 参加表明書提出までに完了している実績とする。)</p> <p>2 業務実績とは、下記に示す同種業務及び類似業務の基本設計を含む業務とし、基本計画及び監理業務は含まないものとします。また、発注者は公共・民間どちらでも構いません。</p> <p>ア 同種業務 児童相談所(一時保護施設併設)、一時保護施設のみ</p> <p>イ 類似業務 児童福祉法で定める児童福祉施設、一時保護施設を併設していない児童相談所</p> <p>3 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記載してください。(例: R C・5/1)</p> <p>4 実績に記載した内容を証明する資料(履行完了が確認できる資料(認定通知書等)、契約書の写し、P U B D I Sの業務カルテ、用途・構造・面積が確認できる資料等)を添付してください。</p> <p>5 業務実績は5件までとします。</p>				

(様式4) 建築意匠担当技術者の業務実績

1 氏名				
2 所属事務所・役職				
3 保有資格等	実務経験年数 () 年 ・一級建築士(登録番号:)			
4 建築意匠担当技術者の業務実績(過去10年間の業務実績)				
No.	業務名	施設概要		設計業務 履行期間
		用途	構造・面積	
1			m ²	年 月 ～ 年 月
2			m ²	年 月 ～ 年 月
3			m ²	年 月 ～ 年 月
4			m ²	年 月 ～ 年 月
5			m ²	年 月 ～ 年 月
<p>注意1 過去10年間の業務とは、平成27年度以降に、児童相談所等の建築コンサルタント業務(新築工事または増改築工事に係る設計業務に限る)を、元請けとして履行した実績^{※1}(共同企業体等での実績の場合は代表者に限る)とします。</p> <p>(※1: 参加表明書提出までに完了している実績とする。)</p> <p>2 業務実績とは、下記に示す同種業務及び類似業務の基本設計を含む業務とし、基本計画及び監理業務は含まないものとします。また、発注者は公共・民間どちらでも構いません。</p> <p>ア 同種業務 児童相談所(一時保護施設併設)、一時保護施設のみ</p> <p>イ 類似業務 児童福祉法で定める児童福祉施設、一時保護施設を併設していない児童相談所</p> <p>3 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記載してください。(例: R C・5/1)</p> <p>4 実績に記載した内容を証明する資料(履行完了が確認できる資料(認定通知書等)、契約書の写し、P U B D I Sの業務カルテ、用途・構造・面積が確認できる資料等)を添付してください。</p> <p>5 業務実績は5件までとします。</p>				

(様式5) 担当技術者の資格

建築構造 担当技術者	1 氏名
	2 所属事務所・役職
	3 保有資格 ・構造設計一級建築士 (登録番号 :)
電気設備 担当技術者	1 氏名
	2 所属事務所・役職
	3 保有資格 ・設備設計一級建築士 (登録番号 :) ・建築設備士 (登録番号 :) ・技術士 (建設部門もしくは電気電子部門) (登録番号 :)
機械設備 担当技術者	1 氏名
	2 所属事務所・役職
	3 保有資格 ・設備設計一級建築士 (登録番号 :) ・建築設備士 (登録番号 :) ・技術士 (機械部門もしくは衛生工学部門) (登録番号 :)
注意 1 同一人物による担当の兼務はできません。 2 記載した内容を証明する資料（資格証の写し等）を添付してください。	

第5 質問書書式

令和 年 月 日

千葉市長

神谷 俊一 様

住 所

電話番号

会社名

代表者 役職名 氏名

質 問 書

千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託のプロポーザルについて、次の項目を質問いたします。

質問事項

注) 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要ありません。

2 PDF化して送信してください。

3 押印は不要です。

二次審査

第1 技術提案書作成要領

技術提案書作成要領

1 技術提案書の内容

- (1) 技術提案書は、(様式6、7)の書式(A4縦判)に基づき(様式6)は最大4ページ、(様式7)は1ページの合計5ページ分を一連のデータとして作成しpdf化して提出してください。なお、編纂にあたっては、第3 技術提案書ページ割(台割)を参照してください。
- (2) 技術提案課題は第4 技術提案書課題に記載の4項目に関し、ご提案ください。
- (課題1) こどもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる、地域に開かれた心地よい空間の提案
- (課題2) こどもの権利擁護及び安全安心に配慮した一時保護施設の提案
- (課題3) ライフサイクルコストの低減及び建物の長期利用に配慮した計画の提案
- (課題4) 工程管理に対する具体的な取組方針の提案
- (3) 技術提案書作成に当たっては、文章を補足するためのイラスト、図表等の記載も可能としますが、表現においては「技術提案書に記載される表現の許容範囲の取扱いについて」(平成30年4月2日国土交通省事務連絡)によります。

2 技術提案書の提出

- (1) 提出先はP6「第2 事務局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧 3 提出先」に提出してください。
- (2) 提出期限 令和7年5月30日(金) 17時00分まで
- (3) 提出方法 メールに添付して送信してください。
(電子メール送付後に電話連絡をすること。)
- (4) その他
- ア 郵送のみによる提出は受理しません。
- イ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しません。

3 参加表明書に記載した内容が確認できる資料の提出

- (1) 技術者数、有資格者数、業務実績等が確認できるもの。
(※提出する資料の詳細は各様式を参照してください。)
- (2) 虚偽の記載があった場合は失格となります。

4 技術提案に関するヒアリング

- (1) 以下のとおりヒアリングを実施します。
- ア 実施場所 〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所内
- イ 実施日時 令和7年6月中旬頃

ウ 出席者

主任技術者、担当技術者 計 3 名以内

(2) ヒアリングの日時、開催場所、留意事項等は、別途通知します。

(3) ヒアリング時の注意事項

ア プロジェクターにて pdf ファイルを映写します。

イ プрезентーションに先立ち、データ内容を照合確認いただきます。

ウ 提出された技術提案書以外の資料の利用は不可とします。

第2 計画概要

1 敷地、計画等

- ① 所在地 千葉市中央区末広3丁目19-8 外20筆
② 敷地面積 約15,800m² (うち高齢者スポーツ広場約4,000m²)
※整備範囲については下記の(図-1)を参照
③ 敷地所有者 千葉市
④ 用途地域 第二種住居地域 (第2種高度地区20m)
⑤ 建ぺい率 60%
⑥ 容積率 200%
⑦ 日影規制 4時間-2.5時間 H=4.0m
⑧ 防火地域 指定なし(建築基準法第22条区域)
⑨ 周辺道路 北側 千葉市道末広43号線 (道路幅員5.93~9.24m)
南側 千葉市道末広66号線 (道路幅員4.06~9.78m)
東側 千葉市道末広25号線 (道路幅員4~13.25m)
西側 千葉市道末広26号線 (道路幅員6~9.64m)

(図-1) 整備範囲



2 施設概要

- (1) 用途
- ・児童相談所 (一時保護所併設)
 - ・発達に係る相談支援機関 (養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援センター)
 - ・(仮称) 子育てひろば
 - ・地域交流スペース
- 上記による複合施設
- (2) 諸室の構成
- (参考資料) 千葉市東部児童相談所外整備基本計画を参照

- (3) 計画床面積 約 7,550 m² (※共用部含む)
- ・児童相談所及び一時保護所：約 4,450 m²
 - ・発達に係る相談支援機関：約 2,300 m²
 - ・(仮称) 子育てひろば：約 600 m²
 - ・地域交流スペース：約 200 m²
- (4) 階 数 地上 3 階建以下を目安とする。
- (5) 電気・機械設備
- ア 電気設備、非常用発電設備 (72 時間稼働)、外灯設備
 - イ 給排水設備、空気調和設備、昇降機設備、ガス設備、消火設備
- (6) 外構
- ア 一時保護所の所庭
 - イ 歩道状の空地
 - ウ 植栽
 - エ 外柵
 - オ 駐車場、駐輪場 ※台数は基本設計で検討する。

3 計画スケジュール

令和 7～8 年度	基本・実施設計業務、現況測量業務、地質調査業務、土壤汚染概況調査業務
令和 9～11 年度	建設工事 (建築・電気・機械・外構)
令和 11 年度	供用開始

第3 技術提案書ページ割（台割）

		説明
No. 1	表紙	<ul style="list-style-type: none">・表紙は事務局で用意します。
No. 2	本文 1 ページ	<ul style="list-style-type: none">・本文はここから始めます。
No. 3	本文 2 ページ	
No. 4	本文 3 ページ	
No. 5	本文 4 ページ	<ul style="list-style-type: none">・本文はここまで。
No. 6	設計工程 計画	

第4 技術提案書課題

技術提案書課題

下記の1から4の課題について、文章を基本に表現してください。

なお、課題ごとの【視点等】は、提案に求める視点を示したものであり、これら以外の視点による提案を妨げるものではありません。

課題1 こどもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる、地域に開かれた心地よい空間の提案

【視点等】

- 複合による効果を最大限発揮できるゾーニング計画
- 誰でも気軽に立ち寄れる動線及び配置計画
- プライバシー確保が必要な機能と地域に開かれた機能が共存する建築計画
- 発達に係る相談支援機関における連携を生み出す効果的な諸室配置

課題2 こどもの権利擁護及び安全安心に配慮した一時保護施設の提案

【視点等】

- こどもの権利擁護及び家庭的な雰囲気へ配慮した建築計画
- 一時保護児童の安全を優先した動線計画
- 複合施設内の他施設と区分した独立性のある一時保護施設

課題3 ライフサイクルコストの低減及び建物の長期利用に配慮した計画の提案

【視点等】

- 施設の建設、運営及び維持管理に要するエネルギー・コストの縮減方法
- 建物を長期的に利用するための維持管理方法や建築計画

課題4 工程管理に対する具体的な取組方針の提案

【視点等】

- 設計業務を的確に遂行するための進捗管理方法や実施体制

■技術提案書作成上の留意点

- 本文について、A4判横書き2段組に全てを含めて最大4ページにまとめてください。
- 文章中の文字サイズは10.5ポイント以上とし、文章を補完するために必要な視覚的表現（図・表・写真等）については最小限の範囲とします。
- 提案者を特定できる内容の記述（社名等）は行わないでください。

第5 技術提案書式

(様式6) 技術提案作成用紙

千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託
簡易公募型プロポーザル

技術提案書

(A) 社案

令和7年 月

(技術提案書本文 1 ~ 4 ページ参考配置)

A grid of 100 black squares arranged in a 10x10 pattern. The squares are evenly spaced and form a perfect square. There are no other elements or text present in the image.

技術提案書の視覚的表現については、文章を補足するためのイラスト、図表等の記載も可能とするが、表現においては「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」平成30年4月2日国土交通省事務連絡によるものとする。

A large grid of black and white squares, likely a 10x10 or 11x11 matrix, used as a placeholder or background image.

(様式7) 設計工程計画

設計工程計画